

令和 7 年度自動車騒音常時監視業務仕様書

1 目的

沖縄県（以下「甲」という。）が発注する令和 7 年度自動車騒音常時監視業務に関し、受託者（以下「乙」という。）が行うべき業務について必要な事項を定め、委託事業の適正な実施を期することを目的とする。

2 委託業務内容

沖縄県内の主要幹線道路において、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る業務を行う。乙は、環境省が構築した「面的評価支援システム」を使用し、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（以下「評価マニュアル」という。）及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発第 110914001 号）」（以下「処理基準」という。）で定められた方法を用いて「自動車交通騒音の測定」、「交通条件（交通量、交通速度）調査」及び「道路に面する地域における環境基準達成状況の評価（以下「面的評価」という。）」を行うものとする。

※ 環境省構築の「面的評価支援システム」については、下記のホームページ参照。

自動車騒音常時監視支援について

(https://www.env.go.jp/air/car/noise/const_mon/index.html)

3 調査内容

3-1 自動車交通騒音測定

(1) 調査区間及び騒音測定地点

調査区間は別表 1 の区間を基本とするが、事前調査等により今年度の調査区間として適当でない区間については、別調査区間を選定する等調整を行うこととし、騒音測定地点は合計で 10 地点とする。

調査対象区間の選定にあたっては、甲と協議を行い決定する。

騒音測定地点は、調査区間内を代表する適当な 1 地点とし、上下線のいずれか一方の道路端に設置する（背後地における測定は行わない。）。

(2) 自動車交通騒音測定

調査は、連続する 24 時間帯において実施し、実測時間は、評価マニュアルに従い、交通量に応じて毎正時から 10 分以上とする。

また、騒音レベル測定項目は、LAeq・LA5・LA10・LA50・LA90・LA95 とする。

なお、降雨の場合は測定をとりやめ、甲の指示を受けるものとする。

(3) 上下別・車種別交通量調査

調査は、全区間ともに各基準時間帯の 2 観測時間（8:00、18:00、22:00、24:00）について、騒音測定の実測時間に合わせて同時に観測を行うものとする。

なお、車種区分は、小型車（大型車及び二輪車を除く自動車）、大型車Ⅰ・大型車Ⅱ及び二輪車（二輪自動車及び原動機付自転車）とする。

(4) 上下別・平均走行速度調査

調査は、全区間ともに(3)と同様に騒音測定の実測時間に合わせて行う。

なお、平均走行速度はサンプル調査によるものとし、上下車線別に騒音測定の実測時間内に、それぞれ 10 台程度の平均走行速度を測定する。

3-2 面的評価

(1) 面的評価に使用する騒音レベル

面的評価に使用する騒音レベルについては、当該委託業務で騒音測定を実施した測定データ及び道路交通センサスデータとする。

(2) 評価区間及び評価対象地域の範囲

面的評価区間は別表 1 に掲げる評価区間を基本とする 12 区間とするが、事前調査等により今年度の評価区間として適当でない区間については、他年度評価区間と入れ替える等調整を行うこととする。また、評価区間内において、道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件等の状況により細分化が必要な場合は、細分化して評価を行うこととする。

評価対象区間の選定・細分化にあたっては、甲と協議を行い決定する。

評価対象地域の範囲は、当該区間内において、道路両端から 50m とする。

(3) 評価区間内の道路構造条件の把握

道路交通センサスデータや地方自治体の資料等により、下記の事項について調査し、指定された様式にまとめる。また、必要に応じて現地調査を実施すること。

- ① 道路構造（平面、盛土、高架、堀割等）、車線数、道路横断面の幅員等
- ② 舗装種別（アスファルト、コンクリートの区別。ただし、低騒音舗装が行われている場合は、一般アスファルトと区別すること。また、敷設履歴等を記録できるようにすること。）
- ③ 縦断勾配（縦断勾配を調査する）
- ④ 遮音壁、環境施設帯の設置状況（その位置及び規模）
- ⑤ その他（信号交差点との距離等道路上の交通流特性に関わること）

(4) 評価区間内の建物属性等の把握

評価区間の沿道を、街路などで区分された「街区」に分割し、建物一棟ごとに建物番号（評価区間番号－街区番号－建物番号）を付し、下記の事項について調査し、面的評価支援システムに入力する。ただし、電子住宅地図の建物情報データから把握できるものについては、該当するデータを使用してよいこととし、その費用は委託業務で負担すること。購入した電子住宅地図は業務完了報告時に甲に引き渡すこと。また、必要に応じて現地調査を実施すること。

- ① 建物用途（独立住宅、集合住宅、併用住宅、学校・病院等、その他非住居系）
- ② 建物構造（コンクリート造、その他の区別）
※ 県内の場合、概ねコンクリート造とみなしてもよい。
- ③ 住居等戸数（必要に応じ階数・建築面積）
※ 大規模な集合住宅については、住宅地図あるいは延べ床面積（階数×建築面積）と一世帯当たりの平均床面積（住宅統計）などから入居している住居等戸数を推計してもよい。ただし、住居等戸数は整数値とする。
- ④ 建物位置の騒音に係る環境基準に係る地域類型（A 類型、B 類型、C 類型別）
- ⑤ 用途地域区分（評価マニュアルに示された 14 分類）
- ⑥ 建物減衰補正方法の判別（見通し角（ θ ）及び建物立地密度（B）を算出）

(5) 建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定

面的評価支援システムを使用し、” ASJ RTN-Model 2018” 日本音響学会道路交通騒音予測モデルによる背後地建物の騒音推計（基本調査・詳細調査）を行う。

① 基準点（道路端）における騒音レベル

本調査で実施する自動車交通騒音測定（道路端）によって得られる騒音レベル及び甲が提供する騒音レベルとする。

② 距離減衰

地表面の種類はコンクリート・アスファルトとする

③ 建物群による減衰量

評価マニュアルに基づき、沿道建物の立地状況により、近接建物列が形成されている場合は建物群立地密度（B）、そうでない場合は見通し角（ θ ）により算出する。また、建物群立地密度（B）による場合においても、道路を見通せる場合は近接建物直近の補正式、そうでない場合は背後建物の補正式により算出する。

※ 補正式については、評価マニュアル参照。

④ 距離帯別騒音レベル

距離帯別騒音レベルは対象道路からの騒音レベルと地域の残留騒音を合成して求める。

(6) 騒音レベル別住居戸数

騒音レベル別住居戸数を集計し、指定された様式にまとめる。

(7) 評価結果の集計

評価結果の集計表を作成し、近接空間、非近接空間それぞれについて環境基準を超過する住居戸数及び割合をまとめる。

4 結果の報告

乙は、令和8年3月13日までに下記の事項についてとりまとめた報告書1部及びCD-Rに保存したものを甲に提出する。

(1) 自動車交通騒音測定結果

- ① 騒音測定地点位置図及び詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）
- ② 騒音測定結果
- ③ 測定条件（天候、気温、機器設置状況等）
- ④ 測定状況の写真
- ⑤ 測定データ

(2) 道路に面する地域の評価結果

- ① 道路構造調査表
- ② 評価区間ごとに距離帯、街区、建物、建物番号等を示した地図（縮尺 1/2,500 程度）
- ③ 評価結果の集計表
- ④ 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告様式（環境省水・大気環境局）
位置図（騒音測定地点、評価区間）、詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）、環境 GIS フォーマットを含む。

※面的評価支援システムの機能により帳票が作成可能なものについては、当システムを使用して作成する。

- (3) 自動車騒音常時監視業務の概要について
甲の指示に従い作成する。

5 業務完了報告書

乙は、業務完了後、令和8年3月13日までに業務完了報告書を提出するものとする。

6 その他

- (1) 委託契約後令和8年3月13日までの間に、使用する面的評価支援システムのバージョンアップがあった場合は、業務完了後であっても、バージョンアップに伴う作業は契約変更無しで実施すること。
- (2) 乙は、評価マニュアル及び自動車騒音常時監視報告様式（環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課）の改定があった場合には、必要に応じてフォローアップを行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。